

[事案 2022-295] 新契約無効請求

・令和5年9月25日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成25年3月に契約し、令和3年5月に解約した低解約返戻金特則付特定疾病保険について、加入時に、募集人から中途解約時のデメリットの説明がなく、保険料の払込みが終了すると1,000万円になって返ってくるとのメリットしか強調されなかったことから、契約を無効とし既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

本契約は、加入時から一定期間は解約返戻金を通常の70%の割合を乗じた金額に設定している低解約返戻金型の商品であることについて、申立人は、重要事項説明書による説明を受けたとして書面に署名をしていること等から、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が不十分であったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。